

台風の通過等に伴い、暴風警報が出された場合の  
学生の登下校及び授業等に係る措置等の申合せ

平成 27 年 1 月 7 日 全面改正

台風の通過等に伴い、本校が所在する前橋市又は高崎市に暴風警報が出された場合の学生の登下校及び授業等については、学生の安全確保の観点から、次のとおり措置するものとする。

- 1 登校の時間帯に暴風警報が出された場合の措置について
  - (1) 午前 6 時時点で前橋市又は高崎市を対象に暴風警報が出されている場合は、学生は自宅待機とし、午前中（1～4 時限）の授業は休講とする。
  - (2) 上記(1)の措置をした場合は、午前 9 時 30 分時点での暴風警報の状況により、次のとおり対応する。
    - ① 当該時点までに暴風警報が解除された場合は、午後の授業は実施する。  
ただし、当該日が水曜日の場合は、1～3 年生については、午後に講話等の特別な行事がなく、通常のホームルームだけのときは、午後も登校させない。
    - ② 当該時点で引き続き、暴風警報が出されている場合は、午後の授業も休講とする。
- 2 登校後、暴風警報が出された場合等の措置について
  - (1) 登校後、暴風警報が出された場合は、同警報が解除されるまで、学校において待機するものとする。
  - (2) 登校後、暴風警報が出されることが見込まれることとなり、学生を早期に帰宅させた方がよいと判断される場合は、気象、交通機関及び道路等の状況を総合的に勘案し、学生が安全に帰宅できることが確認できる場合には、速やかに学生を下校させ、以後の授業は休講とする。
- 3 振替授業の実施について  
この措置の実施に伴って、必要な授業時数が確保できない場合は、振替授業を行う。
- 4 その他
  - (1) 上記 1～2 の措置適用に当たり、交通機関の遅延等により、遅刻、欠課又は欠席が生じた場合は、個々の学生の状況に応じ、適切な事後処理を行う。
  - (2) 上記 1～2 によりがたい場合、また、上記以外の事情の発生により、学生の登下校及び授業等に係る措置が必要な場合等については、別途連絡する。
  - (3) 個々の学生への連絡が必要な場合は、学生宛一斉メールで行い、副次的に学校ホームページも用いる。

附則

- 1 この申合せは、平成 27 年 1 月 7 日から施行する。
- 2 台風の接近時における学生の登下校及び授業等の措置の申し合わせ（平成 23 年 12 月 7 日制定）は、廃止する。

## 暴風警報が出された場合の登校マニュアル

6 : 00 時点

前橋市又は高崎市に暴風警報が出されている場合

自宅待機（午前中の授業は休講）

9 : 30 時点

暴風警報が出されている場合

暴風警報解除

休 講

午後の授業実施

※ ただし、当該日が水曜日の場合は、1～3年生については、午後に講話等の特別な行事がなく、通常のホームルームだけのときは、午後も登校しなくてよい。  
(4, 5年, 専攻科は授業を実施)